



埼玉県報

第30号
令和元年(2019年)
8月16日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）

告示

- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 埼玉県立特別支援学校 21 校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 現場写真作成装置用プリントパックの購入に関する落札者等の公示（会計課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 県立病院の灯油（令和元年8・9月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 県立病院の灯油（令和元年10・11月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

規則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十一号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（維持保全に関する準則の作成等を要する建築物）

第一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第八条第二項第二号の規定により知事が指定する建築物は、別表第一の十の項(イ)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の規模等が同表の十の項(ロ)欄に該当するものとする。

第三条第一項第一号中「別表第二」を「別表第一及び別表第二」に改める。

別表第一中「第二条関係」を「第一条、第二条関係」に改め、同表の一の項中「もの、」の下に「地階若しくは」を加え、同表の二の項中「もの又は」の下に「地階若しくは」を加え、同表の三の項中「共同住宅」の下に「（次項に掲げるものを除く。）」を加え、同表中八の項を十の項とし、七の項を九の項とし、同表の六の項中「もの」の下に「又は地階若しくは三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの」を加え、同項を同表の七の項とし、同項の次に次の一項を加える。

八 場	百貨店、マーケット又は展示場	地階又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの	二年
--------	----------------	---------------------------------	----

別表第一の五の項中「もの」の下に「又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの」を加え、同項を同表の六の項とし、同表中四の項を五の項とし、三の項の次に次の一項を加える。

四	共同住宅又は寄宿舎（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成二十八年告示第一第二項第一号に掲げるものに限る。）	地階又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの	三年
---	---	---------------------------------	----

様式第一号から様式第四号までの規定中「（第1条関係）」を「（第1条の2関

乘)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日(次項において「法施行日」という。)の前日において、改正前の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十二条第一項に規定する建築物に該当するものであって、この規則の施行の日に改正後の別表第一に規定する建築物に該当することとなったもの(その用途に供する部分の規模等が、地階又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものに限る。)に係る改正後の埼玉県建築基準法施行細則第二条第二項の規定の適用については、同項中「第一次の報告」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日(以下この項において「法施行日」という。)

前の直近の報告」と、「とする」とあるのは「とする」。ただし、法施行日から埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(令和元年埼玉県規則第十一号)の施行の日(以下この項において「規則施行日」という。)

前まで又は規則施行日から起算して三月を経過する日までの間に、改正前の埼玉県建築基準法施行細則第二条第二項に規定する知事が定める時期が到来した建築物に係るものにあつては、規則施行日から起算して三月を経過する日までの間とする」とする。

3 法施行日の前日において、改正前の建築基準法第十二条第三項に規定する特定建築設備等に該当するものであって、この規則の施行の日に改正後の埼玉県建築基準法施行細則第三条第一項第二号又は第三号に規定する特定建築設備等に該当することとなったもの(その用途に供する部分の規模等が、地階又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものの建築物に設けたものに限る。)に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「第一次の報告」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日(以下この項において「法施行日」という。)

前の直近の報告」と、「とする」とあるのは「とする」。ただし、法施行日から埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(令和元年埼玉県規則第十一号)の施行の日(以下この項において「規則施行日」という。)

前まで又は規則施行日から起算して三月を経過する日までの間に、改正前の埼玉県建築基準法施行細則第三条第二項に規定する知事が定める時期が到来した特定建築設備等に係るものにあつては、規則施行日から起算して三月を経過する日までの間とする」とする。

告 示

埼玉県告示第三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台三一の二
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第三百六十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

桶川市大字川田谷地先から桶川市大字加納地先まで

四 作業期間

令和元年八月七日から令和元年十二月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第三百六十二号

平成三十年埼玉県告示第千二百六十三号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十九日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百六十三号

測量計画機関である神川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

神川町

二 作業種類

公共測量（MMS計測（車載写真レーザ測量））

三 作業地域

児玉郡神川町一円

四 作業期間

令和元年八月二十三日から令和二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三百六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校21校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年7月10日

4 落札者の氏名及び住所

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦1丁目2番3号

5 落札金額

73,850,040円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年5月31日

告 示

埼玉県告示第三百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び予定数量
現場写真作成装置用プリントパックの購入（単価契約） 2,895箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- 5 落札金額
34,517,664円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年5月24日

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年八月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年七月三日

指令越建セ第二九〇〇三三一号

二 検査済証番号

令和元年八月九日

越建セ第一八六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎百五十三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目三番六号

榎 隆、榎 久美子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年八月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年八月八日

指令越建セ第三〇〇〇二四一号

二 検査済証番号

令和元年八月十三日

越建セ第一九一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東七百七十一番九、七百七十一番十二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市米島四十二番地一

前島 健二

告 示

埼玉県病院事業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月十六日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
県立病院で使用する灯油（令和元年8・9月分）
JIS 1号 87,900リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヨコタ 絆ネットセンター深谷
埼玉県深谷市瀬山 787 番地
- 5 落札金額
73,116円（1リットル当たり単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年6月21日

告 示

埼玉県病院事業告示第九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年八月十六日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（令和元年10・11月分）

JIS 1号 85,900リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

令和元年10月1日から令和元年11月30日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 131,800リットル

令和元年10月

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 石井

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から令和元年9月20日午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月19日午後5時まで

上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 令和元年9月20日午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を令和元年9月5日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 85,900ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. September 20, 2019 (Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. September 19, 2019)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県教委告示第八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年八月十六日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

一 日時

令和元年八月二十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 令和二年度埼玉県立伊奈学園中学校において使用する教科用図書の採択について
- ロ 令和二年度埼玉県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について
- ハ 令和二年度埼玉県立高等学校において使用する教科用図書の採択について
- ニ その他

告 示

埼玉県選管告示第四十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和元年八月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団 桐和会 川口さくら病院	埼玉県川口市 神戸二百五十八番一